

山梨県公報

第二千五十号

平成二十二年

六月十七日

木曜日

目次

道路の供用開始(二件).....	三六五
河川区域の指定の一部改正.....	三六五
公 告	
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請.....	三六五
指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知(八件).....	三六六
農地保有合理化事業規程の変更の承認.....	三七三
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(十四件).....	三七三
公共測量の終了.....	三七六
開発行為に関する工事の完了について(三件).....	三七六
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について.....	三七七

告 示

山梨県告示第二百十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十二年七月八日まで一般の縦覧に供する。
平成二十二年六月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	茅野北杜葎 崎線	葎崎市藤井町大字駒井字天神前 官有無番地先から 葎崎市藤井町大字駒井字天神前	一〇〇・二	平成二十二年六月十七日

六六〇番の一地先まで

山梨県告示第二百十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十二年七月八日まで一般の縦覧に供する。
平成二十二年六月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	茅野北杜葎 崎線	北杜市長坂町長坂上条字長大地 二五七六番の三地先から 北杜市長坂町長坂上条字長大地 二五八二番の一地先まで	六〇・〇	平成二十二年六月二十一日

山梨県告示第二百十九号

一級河川波木井川に係る河川区域の指定(昭和四十七年山梨県告示第六十八号)の一部を次のように改正する。
平成二十二年六月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

第一号図から第四号図までに係る区域を次のように変更する。
(「次のよう」は、省略し、その関係図面を山梨県県土整備部治水課及び峡南建設事務所身延管理課に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年六月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年六月七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 Happy Space ゆつゆつゆ
 - 2 代表者の氏名 星合美紀
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県笛吹市石和町四日市場千四百一番地七
 - 4 定款に記載された目的

この法人は、子育て中の親・将来、親となるものに対して、子育て支援・家庭教育に関する事業を行い、地域で共に育ち合う子育て環境づくりに寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十二年六月九日から同年八月八日まで

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を北杜市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
平成二十二年六月十七日

- 一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

山梨県知事 横 内 正 明

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
北杜市明野町小笠原字大内窪三三九四の三八八、三三九四の三八九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）	大内窪外字恩賜具有財産保護組合

(二) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(三) 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種を定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び、「次のとおり」は省略し、その関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

(四) 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十二年四月一日山梨県告示第四百十五号

(一) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
北杜市須玉町江草字源蔵一六七三三、字途中沢一七一一の二	小沢 和一郎
北杜市須玉町江草字源蔵一六七三三	小沢 健一
北杜市須玉町江草字源蔵一六七三四	小沢 嘉幸
北杜市須玉町江草字源蔵一六七三四の二	小沢 校次郎
北杜市須玉町江草字源蔵一六七三六、一六七三七、字途中沢一七一一〇	小沢 邦芳
北杜市須玉町江草字源蔵一六七四〇の二、一六七四二の二、一六七四三の二	小沢 隆倫
北杜市須玉町江草字源蔵一六八八一、一六八八九	小沢 泰作
北杜市須玉町江草字源蔵一六八八四	小沢 奥吉
北杜市須玉町江草字源蔵一六八八五	小沢 勘三郎
北杜市須玉町江草字源蔵一六八八六、字途中沢一七一一	小沢 九八郎
北杜市須玉町江草字源蔵一六八九一、字途中沢一七一一	小沢 寅吉

一〇九	北杜市須玉町江草字源蔵一六八九二	小沢 龍二郎
	北杜市須玉町江草字源蔵一六九〇六	三井 浦吉
	北杜市須玉町江草字源蔵一六九〇七	小澤 保作
	北杜市須玉町江草字途中沢一七二一八、一七二一九、一七二二〇	小澤 浩典
	北杜市須玉町江草字庄助一八三八七の一	小澤 富野
	北杜市須玉町小尾字柳沢四二二二	白倉 団治郎
	北杜市須玉町小尾字柳沢四二七五	小沢 勝三郎
	北杜市須玉町小尾字柳沢四二八〇	白倉 熊治郎
	北杜市須玉町東向字下屋敷二一七六一	宮崎 良作
	北杜市須玉町比志字芦沢二七〇三	清水 清隆
	北杜市須玉町比志字芦沢二七〇四	有井 勇治良
	北杜市須玉町比志字芦沢二七〇五	鷹左右 つやの、鷹左右 道弘
	北杜市須玉町比志字信行寺四四八一	日向 新吉
	北杜市須玉町比志字信行寺四五六八	小林 円吉
	北杜市須玉町比志字大野山六四九八の七一七	藤原 利政
	北杜市大泉町西井出字井富六六九九の一、六六九九の二、六六九九の三	小宮山 雅子

北杜市大泉町西井出字井富六六七〇の一、六六七〇・齊藤 誠
の七、六六七〇の八、六六七〇の九

(二) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

須玉町東向字下屋敷二一七六一(次の図に示す部分以外の部分)、須玉町比志字大野山六四九八の七一七(次の図に示す部分以外の部分)、須玉町

(2) その他の森林については、主伐は、択伐による。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(四) 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十二年四月一日山梨県告示第四百四十五号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を甲府市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十二年六月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
甲府市草鹿沢町字机一〇四の一、一〇四の二(以上岡田 亨 二筆について次の図に示す部分に限る)	

甲府市草鹿沢町字土久保一―二三	佐藤 善三郎
甲府市草鹿沢町字上ノ山一―八三の二	岡田 登
甲府市猪狩町字屋敷一―四四	長田 泰治
甲府市猪狩町字屋敷二―四五、字八王子下二―二七一	長田 房太郎
甲府市猪狩町字八王子下二―二六九	長田 辰雄
甲府市上帯那町字赤芝二―八〇の二	依田 君美
甲府市上帯那町字六口二―四八(次の図に示す部分に限る)	三上 由之

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十二年四月一日山梨県告示第百三十八号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十二条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を中央市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十二年六月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

(一) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
中央市大鳥居字西の沢五五〇―	中橋 伸一
中央市大鳥居字西の沢五五二―の二	福田 喜六
中央市大鳥居字西の沢五五二五	佐野 禎彦
中央市大鳥居字吉久入五五六九	中橋 松重郎
中央市大鳥居字吉久入五五九七、字三間頭五六二二	横田 哲也
中央市大鳥居字三間頭五六三八	小林 平左卫門

(二) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び中央市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(四) 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十二年四月一日山梨県告示第百四十四号

(二) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

葎崎市円野町下井字二の沢三三三	山本 泰次郎
葎崎市円野町下井字二の沢三三五四	中嶋 美雄
葎崎市円野町下井字二の沢三三六〇	内藤 やすよ
葎崎市岩下字榎ノ木八二二	葎崎町農業共同組合
葎崎市神山町鍋山字八ツ俣二五三〇の一、二五三〇の二	清水 光志を
葎崎市神山町北宮地字成亥道二二四二	駒井 わたる
葎崎市神山町北宮地字成亥道二二四三	岩本 正和
葎崎市神山町北宮地字成亥道二二四四の一	田中 只生
葎崎市清哲町青木字山田洞二八九二の一、二八九二の四	青木組

(二) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

葎崎市神山町鍋山字八ツ俣二五三〇の一（次の図に示す部分以外の部分）、二五三〇の二

(2) その他の森林については、主伐は、択伐による。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び葎崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

(四) 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十二年四月一日山梨県告示第四百四十二号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を関係町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十二年六月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡身延町大崩字三ツ石五四六の二	佐野 種治、佐野 忠吉、佐野 伝太郎、佐野 伴甫、佐野 源一、佐野 和兵衛、佐野 重孫、佐野 重良、佐野 儀一、佐野 佐吉、佐野 米作、佐野 熊太郎
南巨摩郡身延町横根中字上の山二二三三	長坂 義守、長坂 捨吉、望月 三作、佐田 廉五郎、杉山 千代吉、依田 廉五郎
南巨摩郡身延町横根中字上の山二二三四の一（次の図に示す部分に限る）	遠藤 博陽、木内 義治、木内 久安
南巨摩郡身延町横根中字上の山二二三四の六、二二三四の七	木内 久安、千頭和 照雄、清水 文信、木内 昭一
南巨摩郡身延町横根中字上の山二二三五の二	遠藤 正昭
南巨摩郡身延町横根中字上の山二二三六の二	長坂 捨吉、武田 三一、望月 三作、佐田 廉五郎、杉山 千代吉、依田 廉

南巨摩郡身延町椿草里字大小屋九五六	松野 りの	五郎、市川 総右工門、望月 当徳、長坂 吉三、窪田 浦次郎
南巨摩郡身延町椿草里字泥里八六七	松野 国雄	
南巨摩郡富士川町十谷字東万治向二三一九	(株)市川銀行	
南巨摩郡身延町大崩字大寸場五九〇、六〇七、字向四四三	黒阪 しつゑ	
南巨摩郡身延町大崩字後山六五七、字大寸場五六一	早苗 清治	
南巨摩郡身延町大崩字大寸場五六三	長谷川 周吉	

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種を定めぬい。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十二年四月一日山梨県告示第百四十一号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を大月市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十二年六月十七日

山梨県知事 横内 正 明

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
大月市猿橋町猿橋字ウシロヤ二九三八	山口 八郎
大月市猿橋町猿橋字ウシロヤ二九四六、二九四七	知見 康一郎
大月市猿橋町猿橋字ウシロヤ二九四八、二九五〇、二九五一の乙、二九五四、二九五五	川上 喜彦
大月市猿橋町猿橋字ウシロヤ二九六六	知見 成徳

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種を定めぬい。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十二年四月一日山梨県告示第百三十九号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を関係市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十二年六月十七日

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方
山梨県知事 横 内 正 明

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
笛吹市御坂町上黒駒字砂久保六一五四	堀内 きみゑ
五のー	堀内 典雄
山梨市牧丘町西保下字大沢山五九九六の四、五九九六の五、五九九六の八	戸田 勇、戸田 友信、樋田 晃吉、藤原 一郎、奥山 徳光、岡 保、戸田 愛信、小池 団次、四條 政次、古明地 源久、古明地 孝、古明地 寛、松土 薫、古明地 義村、戸田 義一、戸田 政雄、古屋 徳雄、古屋 今朝光、戸田 満雄

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種を定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十二年四月一日山梨県告示第百四十号

指定施業要件変更予定保安林の所在不明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を甲府市役所に掲示したため、その要旨を次のとおり公告する。
平成二十二年六月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

(一) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
甲府市草鹿沢町字眠久保一四三七、一四三八、一四三九、一四四〇、一四四一、一四四二、一四四三	岡田 隆

(二) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字眠久保一四一（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(四) 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十二年四月一日山梨県告示第百四十三号

指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

(一) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
甲府市草鹿沢町字花ノ木平一三二一の一	岡田 秀
甲府市草鹿沢町字花ノ木平一三二一の一	岡田 博男

甲府市草鹿沢町字花ノ木平一三二一の一三三	岡田 清春
甲府市草鹿沢町字花ノ木平一三二一の一四	岡田 キクヨ
甲府市草鹿沢町字花ノ木平一三二一の一六	山西 政昭
甲府市竹日向町字松号子一四〇六	千野 カツ子、前園 ひとみ

- (二) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (三) 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
 - (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字花ノ木平一三二一の一、一三二一の一、一三二一の一三、一三二一の一四、字松号子一四〇六（以上五筆については次の図に示す部分に限る）
 - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。
 - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- (四) 保安林の指定施業要件変更の告示
平成二十二年四月一日山梨県告示第四百十三号

● 農地保有合理化事業規程の変更の承認
農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八条第一項の規定により、農地保有合理化事業規程の変更を次のとおり承認した。
平成二十二年六月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 農地保有合理化事業を行う者の名称
財団法人山梨県農業振興公社
- 二 農地保有合理化事業の実施地域

山梨県における農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により指定された地域）

- 三 農地保有合理化事業の種類
 - 1 農地売買等事業
 - 2 農地売渡信託等事業
 - 3 農地貸付信託事業
 - 4 農業生産法人出資育成事業
 - 5 研修等事業

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十二年六月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十二年五月五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 応地研株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 北杜市大泉町谷戸千八百七番地
 - 3 代表者の氏名 平井弘義
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特 一七）第六八四一号
- 四 処分の内容 土木事業及び建築工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年四月七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十二年六月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十二年五月五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 渡淳鐵工所
 - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市新倉千四百四十五番地三
 - 3 代表者の氏名 渡邊淳一

- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一九）第七七二一号
- 四 処分の内容 鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年四月七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十二年六月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十二年五月六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社山梨日立
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市上今井町七百五十三番地
 - 3 代表者の氏名 鹿志村致知
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特 二一）第二一六〇号
- 四 処分の内容 電気工事業、管工事業、機械器具設置工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年四月二十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十二年六月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十二年五月六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社兩宮実業
 - 2 主たる営業所の所在地 中央市臼井阿原千五十四番地
 - 3 代表者の氏名 兩宮博
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一八）第七〇九七号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年四月二十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十二年六月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十二年五月十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 甲信建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲州市勝沼町菱山千六十三番地
 - 3 代表者の氏名 三森一
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特 一七）第一〇〇三号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年四月二十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十二年六月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十二年五月十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 中芳電気
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市国母五丁目十五番七号
 - 3 代表者の氏名 中村芳文
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二〇）第七九三三号
- 四 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年四月二十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十二年六月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十二年五月十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社フューチャー
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市川田町九百三十四番地一サンコーレ甲運六一七号
 - 3 代表者の氏名 天川淳一朗
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一八）第九〇六五号
- 四 処分の内容 建築工事業及び塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年五月十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十二年六月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十二年五月十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社佐野建鉄
 - 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡昭和町築地新居千六百八十三番地五
 - 3 破産管財人の氏名 平野剛
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一九）第四七六六号
- 四 処分の内容 鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年五月十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十二年六月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十二年五月二十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 滝口建築
 - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市上暮地五丁目三番十八号
 - 3 代表者の氏名 滝口利一
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一七）第二五五五号
- 四 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年四月二十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十二年六月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十二年五月三十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 ミヤ通信工業株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 上野原市上野原八千五百五十四番地三十六
 - 3 代表者の氏名 宮田千治
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一七）第八九〇八号
- 四 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年五月二十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十二年六月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十二年五月三十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社深澤工務所

- 2 主たる営業所の所在地 甲府市相生二丁目七番三号
- 3 代表者の氏名 深沢克吉
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一九)第一三一六号
- 四 処分の内容 土木工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年五月二十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十二年六月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十二年五月三十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社トーシヨ
 - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市万才百五十五番地一
 - 3 代表者の氏名 飯塚剛仁
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 二〇)第七九七一号
- 四 処分の内容 石工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年五月二十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十二年六月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十二年五月三十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社住吉興業
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市住吉四丁目五番五号
 - 3 清算人の氏名 藤巻敬一

- 三 許可番号 山梨県知事許可(特 一九)第四七三八号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年五月二十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十二年六月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十二年五月三十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社日盛社
 - 2 主たる営業所の所在地 山梨市小原東九百七十七番地
 - 3 代表者の氏名 古屋理恵子
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一七)第三二二七号
- 四 処分の内容 建築工事業及び鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年五月二十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、平成二十二年六月四日付けで甲府市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成二十二年六月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 作業種類 公共測量(現地測量を含む都市計画図の作成)
- 二 作業期間 平成二十一年十二月一日から平成二十二年五月三十一日まで
- 三 作業地域 甲府市全域

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番